

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	保護費負担金			担当部局庁	社会・援護局(社会)	作成責任者			
事業開始年度	昭和6年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	保護課	大西証史			
会計区分	一般会計			政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第75条第1項第1号			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 保護の種類は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。								
実施方法	負担								
予算額・執行額(単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	2,792,408	2,822,391	2,882,322	2,863,511	2,900,638		
		補正予算	▲ 22,695	▲ 48,165	▲ 62,910	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		2,769,713	2,774,226	2,819,412	2,863,511	2,900,638		
	執行額		2,734,790	2,756,074	2,760,753	-	-		
執行率(%)		99%	99%	98%	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	「就労支援事業による就労増収者数」の成果実績が、前年度を超えること。	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、直接的な指標である被保護人員数等について目標を設定することはできないため、間接的な定量的指標として、「就労支援事業による就労増収者数」を用いることとする。	成果実績	人	41,580	41,666	集計中	-	
		目標値	人	31,006	41,580	41,666	集計中	-	
		達成度	%	134.1%	100.2%	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	「後発医薬品の使用割合(数量ベース)」の成果実績が、前年度を超えること。	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、直接的な指標である被保護人員数等について目標を設定することができないため、間接的な定量的指標として、「被保護者における、後発医薬品の使用割合」を用いることとする。	成果実績	%	-	47.8	61	-	
		目標値	%	-	-	47.8	61	-	
		達成度	%	-	-	127.6%	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	被保護人員数(26年度は2月の実績)			活動実績	人	2,135,708	2,161,612	2,169,165	-
				当初見込み	-	-	-	-	-

算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
単位当たりコスト 最低生活費の例 / 月(基準) ・高齢者(60代)単身世帯(1級地-1、東京都の場合) 生活扶助 80,870円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,570円	単位当たりコスト ・高齢者(60代)単身世帯の最低生活費の例(1級地-1、東京都の場合)	134,520	133,840 (平成25年8月)	135,460	134,570	
	計算式 生活扶助と住宅扶助の合計	生活扶助 80,820円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計134,520円	生活扶助 80,140円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計133,840円	生活扶助 81,760円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計135,460円	生活扶助 80,870円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,570円	
平成27-28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目 保護費負担金	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由		
		2,863,511	2,900,638	保護動向や住宅扶助基準の見直し等を勘案して推計。		
計	2,863,511	2,900,638				

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	地方自治体が保護の実施機関として施行事務を行っており、自治体が費用の一部も負担しているところである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ政策目的は達成できず、国民の健康で文化的な生活水準を維持するために必要な事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	生活扶助の基準については、5年に1度検証を行っている。社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、物価動向を勘案し、平成25年8月から平成27年度まで3年間で段階的に、生活扶助基準の見直しを行っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	生活保護法に基づき、真に支援を必要とする人に、最低限度の生活を保障するために必要な扶助を定めており、当該費目の使途は妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	生活保護の実施に当たっては、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	「就労支援事業による就労・増収者数」、「被保護者における、後発医薬品の使用割合」の成果実績が、成果目標である前年度実績を超えている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	生活保護受給者数については増加傾向にあるが、対前年同月伸び率は鈍化している。また、生活保護の実施に当たっては、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	中国残留邦人生活支援給付制度は法に定められた中国残留邦人等を対象としており、生活保護制度とは対象が異なる。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
厚生労働省社会・援護局	707	中国残留邦人生活支援給付金			
点検・改善結果	点検結果	活動実績のとおり、被保護人員の伸びは鈍化しているものの、増加傾向にある。また、生活扶助の基準については、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果等を踏まえ、平成25年8月から平成27年度まで3年間で段階的に、生活扶助基準の見直しを行っている。			
	改善の方向性	生活扶助基準については、5年に1度検証を行っていくこととしている。生活保護制度については、平成25年12月に成立した改正生活保護法に基づき、最後のセーフティネットとして必要な人には確実に保護を実施するという制度の基本的考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等について、推進していく。			
外部有識者の所見					
地域的にやや偏重している感がある生活保護受給者数は、鈍化しつつあるものの依然として増加傾向にある。不正受給への対策は必須であり、引き続き厳正に制度の趣旨を守って対応して欲しい。(増田委員)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
通現り状	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	外部有識者の所見を踏まえ、適切に執行を行う。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	420	平成23年度	379	平成24年度	327
平成25年度	689	平成26年度	692		

※平成26年度実績集計中のため、平成25年度実績を記入。

厚生労働省 2,756,074百万円

生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進



補助

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(901)
2,756,074百万円

(内訳) 上位10者

大阪市	216,233 百万円
札幌市	96,693 百万円
横浜市	92,451 百万円
名古屋市	62,928 百万円
神戸市	61,109 百万円
福岡市	59,508 百万円
京都市	57,645 百万円
川崎市	43,788 百万円
足立区	34,658 百万円
堺市	34,354 百万円

保護の決定及び実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.大阪市			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	扶助費	被保護者に対する扶助の給付	216,233			
	計		216,233	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	被保護者に対する扶助の給付	216,233	-	-
2	札幌市	被保護者に対する扶助の給付	96,693	-	-
3	横浜市	被保護者に対する扶助の給付	92,451	-	-
4	名古屋市	被保護者に対する扶助の給付	62,928	-	-
5	神戸市	被保護者に対する扶助の給付	61,109	-	-
6	福岡市	被保護者に対する扶助の給付	59,508	-	-
7	京都市	被保護者に対する扶助の給付	57,645	-	-
8	川崎市	被保護者に対する扶助の給付	43,788	-	-
9	足立区	被保護者に対する扶助の給付	34,658	-	-
10	堺市	被保護者に対する扶助の給付	34,354	-	-